

む	ら	た	ま	ち
議	会	だ	よ	り

The Murata Town Council Newsletter

Vol.66
[2008.8.1]

平成20年6月定例会



第一小学校4年生 いきもの調査

(大河原土木事務所による総合的学習支援)

6月定例会

平成20年度一般会計補正予算など

17 案件を議決

平成20年

第4回正副会

6月定例議会は、6月10日と
11日の2日間にわたり開催され
ました。

この定例会では、条例改正6
件、補正予算8件、議員発議1
件、報告2件が審議されました。
いずれも原案のとおり議決され
ました。

条 例

専決処分事項の報告承認

■村田町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例

健康保険法等の一部を改正す
る法律の施行によるものです。

これは、平成15年3月に閣議決
定された医療制度改革について

の基本方針に基づいて平成18年
6月に健康保険法等の一部を改
正する法律が施行され、その後、
後期高齢者医療制度の創設に伴
い従来の保険制度が大きく変
化したことにより村田町国民健
康保険税に係る関係条項整備の
ため条例の一部を改正するもの
です。

■専決処分事項の報告承認

■村田町町税条例の一部を改正 する条例

地方税法等の一部を改正する
法律の施行によるものです。
改正の主なるものは、個人住
民税における寄附金税制の拡充、
金融・証券税制の見直し、個人
住民税における公的年金からの
特別徴収制度の導入等です。

【討論なし 承認】

中国残留邦人等の円滑な帰國
の促進及び永住帰国後の自立支
援に関する法律及び老人保健法
の改正に伴い条例の一部を改正す
る法律の施行によるものです。

■専決処分事項の報告承認

■村田町手数料徴収条例の一部 を改正する条例

戸籍法の一部改正によるもの
です。これは個人情報保護の觀
点から、戸籍の公開制度が見直
され戸籍の謄本・抄本等の交付
請求をすることができる場合が
制限されたものです。

▼反対討論 【佐藤年夫議員】

今回の国保税条例の改正は、

【討論なし 承認】

【討論なし 承認】

平成20年

第4回正副会

予 算

■村田町子ども医療費の助成に 関する条例の一部を改正する條 例の一部を改正するもの、また

老人保健法の改正に伴い、條
例の一部を改正するもの、また

入院時食事療養費の助成を廃止
するため条例の一部を改正する
ものです。

【討論なし 原案可決】

■村田町母子・父子家庭医療費 の助成に関する条例の一部を改 正する条例

中国残留邦人等の円滑な帰國
の促進及び永住帰国後の自立支
援に関する法律及び老人保健法
の改正に伴い条例の一部を改正す
る法律の施行によるものです。

【討論なし 原案可決】

■村田町心身障害者医療費の助
成に関する条例の一部を改正す
る条例

各種事業の精査に伴う歳入歳
出それぞれの予算を措置するた
め歳入歳出それぞれ25万7千円
を減額し、歳入歳出の総額を51
億8千896万1千円に補正が
されました。

【討論なし 承認】

■平成19年度一般会計補正予算 (第9号)

各種事業の精査に伴う歳入歳
出それぞれの予算を措置するた
め歳入歳出それぞれ25万7千円
を減額し、歳入歳出の総額を51
億8千896万1千円に補正が
されました。

■専決処分事項の報告承認

■平成19年度国民健康保険事業 特別会計補正予算(第4号)

国民健康保険税の減額及び国
県支出金等の交付額確定に伴い、
歳入歳出それぞれ254万円を
追加し、歳入歳出予算の総額を
12億6千626万3千円に補正
がされました。

平成19年度最終となる各種会
計補正予算及び平成20年度一般
会計補正予算(専決処分事項報
告承認を含む)が提案され原案
のとおり承認・可決されました。

補 正 予 算

こんなことが決定されました。

専決処分事項の報告承認

■平成19年度老人保健事業特別会計補正予算（第3号）

支払基金交付金及び国庫支出金等の確定に伴い歳入歳出それぞれ1千119万5千円を追加し歳入歳出予算の総額を12億2千38万4千円に補正がされました。

【討論なし 承認】

専決処分事項の報告承認

■平成19年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成19年度保険給付費額等の確定に伴う予算を措置するため、歳入歳出それぞれ757万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4千841万3千円に補正がされました。

【討論なし 承認】

専決処分事項の報告承認

■平成19年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

歳入歳出の精査に伴い、歳入歳出それぞれ66万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7千597万7千円に補正がされました。

【討論なし 承認】

（第2号） 平成20年度一般会計補正予算

平成20年度一般会計補正予算（第2号）は緊急的に必要となる経費を措置するため、422万6千円が追加補正されました。台帳電算処理システム改修費交付金85万4千円増、障害者自立支援特別対策事業補助金134万7千円増、文化財発掘調査受託収入202万5千円増等の額となっています。

歳出では、財産管理費の修繕料501万7千円、選挙管理委員会費の電算システム改修委託料85万5千円、障害福祉費91万4千円、公民館費工事請負費82万3千円等の増額が補正され、公共下水道事業特別会計繰出金880万円の減額が補正されました。

【討論なし 原案可決】

別会計補正予算（第1号）

平成20年4月1日の暴風により発生した、沿辺地区公民館災害復旧事業費を措置するため、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出の総額を47億0万円の補正がされました。

【討論なし 原案可決】

（単位：千円）

平成19年度最終補正予算（専決処分）

会計名	補正前の額	今回の補正額	補正後の額
一般会計	5,189,218	△257	5,188,961
国民健康保険事業	1,263,723	2,540	1,266,263
老人保健	1,209,189	11,195	1,220,384
介護保険事業	855,987	△7,574	848,413
公共下水道事業	675,310	667	675,977

（第1号）

平成20年度一般会計補正予算

平成20年度一般会計補正予算（第2号）は緊急的に必要となる経費を措置するため、422万6千円が追加補正されました。台帳電算処理システム改修費交付金85万4千円増、障害者自立支援特別対策事業補助金134万7千円増、文化財発掘調査受託収入202万5千円増等の額となっています。

専決処分事項の報告承認

■平成20年度一般会計補正予算（第1号）

別会計補正予算（第1号）

平成20年4月1日の暴風により発生した、沿辺地区公民館災害復旧事業費を措置するため、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出の総額を47億0万円の補正がされました。

（単位：千円）

平成20年度補正予算

会計名	補正前の額	今回の補正額	修正後の額
一般会計（第1号） (専決処分)	4,702,970	5,000	4,707,970
一般会計（第2号）	4,707,970	4,226	4,712,196
公共下水道事業	659,149	1,700	660,849

こんなことが決定されました。

100条調査委員会の平成20年度調査経費の議案

投票による採決の結果

7対6で
可決

議案第1号 「指名外し
損害賠償に関する調査経費
の決議について」

右記の議案が、議員発議
で提案されました。
内容は、現在調査を続け
ている100条調査委員会
の平成20年度の調査経費を
左記のとおりとして、議会
に諮つたものです。

①委員費用弁償
14万7千円
②証人等費用弁償
5万3千600円
③議事録委託料
35万7千円
合計60万円

右記の内容が提案され、
これの中身について質疑が
交わされ、投票による採決
の結果、7対6で可決され
ました。

任期満了に伴い、村田町選挙管理
委員会委員及び補充員の選挙が、議
会で行なわれました。この選挙は地
方自治法に基づいて議会で選挙によ
り行なうものです。選挙（指名
推薦）により次の方々が当選さ
れました。なお、任期は平成20
年7月25日より4年間です。

村田町
選挙管理委員会
選挙
委員・補充員

この議案は、先の仙台地方裁
判所において判決のあつた平成
19年（ワ）第2140号損害賠償
請求事件について、次のとおり
裁判所において控訴を提起するので
ある。この規定により、議会の議決を必
要とするものであります。

事件の概要について、本件は
村田町の建設業者である原告ら

控訴の提起については、
全会一致で
可決されました。

第5回
臨時会
平成20年7月22日

り行なうものです。選挙（指名
推薦）により次の方々が当選さ
れました。なお、任期は平成20
年7月25日より4年間です。

選挙管理委員会委員

高橋 光男氏（大字小泉）
平間美智子氏（大字村田）
渡邊 孝治氏（大字小泉）
小山 勇一氏（大字菅生）
村上利喜治氏（大字沼田）
田中 章氏（大字足立）
山田 雄太郎氏（大字村田）
佐藤 永子氏（大字菅生）

選挙管理委員補充員

が村田町から平成17年2月以降
恣意的に町の発注する公共工事
の指名を回避されたとして、村
田町に対し、国家賠償法第1条
第1項に基づき、受注を受けて
いたならば得べかりし利益相当
額の損害賠償金等、4社合わせ
て1千942万円の支払いを求
めたものです。

これに対し仙台地裁は、「町
指名委員会の裁量権の逸脱、乱
用」として町に728万4千円
の支払いを命じました。

村田町として、仙台地裁判決
は到底容認できないものと判断
し控訴するものであります。

- 控訴の趣旨
① 原判決中、控訴人（村田町）
は到底容認できないものと判断
し控訴するものであります。
- ② 被控訴人（原告）の請求を
棄却する。
- ③ 訴訟費用は第1審、第2審
とも被控訴人の負担とする。

【討論なし 原案可決】

一般会計補正予算（第3号）

控訴の裁判を行つたため、2人
の弁護士費用及び損害賠償仮払
金として、845万8千円の平
成20年度村田町一般会計補正予
算（第3号）が提案されました。

【討論なし 原案可決】

ズバリ 町政を問う

一般質問



仙北で合併した自治体から、「合併して良かった」との声が一つもない

佐藤年夫議員

1、3町の町民有志は6月2日に、合併協議会の設置を各町長に本請求した。これを受けて、町長は、いつ頃議会を招集するのか。**2**なぜ、今、3町の合併が必要なのか。**3**、町長は本当に3町合併をしたら、財政的にも豊かになつて、行政もうまくすすむと思つているのか。**4**、問題は、実際に合併した市町村は今どうなつていて、大合併のモデルケースになつた丹波篠山市の実態は、2011年度には財政破綻必須であることが明らかになつた。仙北の合併した自治体の地方交付税が、多いところで年間、栗原市の約24億円、少なくて石巻市では2億円も減らされた。**5**、町が合併すれば、地方交付税が削減されずに、優遇される見ているのか。**6**、今回の方たちが決めている河原町役場にすると合併推進の方方が決めていると聞いたが、そうなると村田町の今の役場はどうなり、役場の周辺の食堂やガソリンスタンドをはじめ、地域の商店街はどうなると思うか。**6**、将来の利益を考えたら、合併ははつきり言つて、本当にマイナスだ。

「ラストチャンス」と宣伝している合併推進債は、3町が合併したら、いくらなんぜ、今、3町の合併が必要なのか。**7**、3町が合併したら、町長の今やろうとしている事業やマニフェストの実現はどうなるのか。**8**、今回の合併に対しても、ほかの町長はどう考へているか、柴田の町長は反対の立場に立つていて。大河原の町長は、町民の意向を十分勘案して態度を決めたい、と言つてはいる。町長はこのように他の町長の態度表明でも、合併は成功すると考へているのか。

追質問 1、平成の大合併の第一幕についての評価だが、登米市と大崎市は公立病院の閉鎖。登米市・栗原市の小中学校の統廃合。登米市の場合、9町村が合併した関係で、小中で合計37あるが、9つの小中学校に統廃合する計画である。大崎市の各小中学校からの「備品要求調べ」をした。19年度で、合計3千3百万円、357品目の備品の要求であつたが、無慈悲にも全額0査定になつた。**2**、3町が合併した場合、合併後11年目からは、地方交付税が22億円も減らされる。18年度の3町の決算カード

では、3町の職員数と年間の人員費は、合計が617人で35億7千万円である。まさに、22億円減らされることは、今の職員の約60%分の370人も首を切らなければやつてゆけないといふ勘定になる。石巻市は今後600人のリストラ・首切りを計画している。町長はこれを認めるか。**3**、次は、合併推進者の言つていて、合併すると専門職の職員を配置できる」と言つてはいるのか。

でも専門職員は採用できる。その一番の代表が島根県の東出雲町の例だ。東出雲町は史跡で有名な観光地である。町長はこれらのことを探してはいるのか。**4**、合併を考える基準はどこにおいているのか。

追質問 1、合併後なかなか市政が、町政がうまく進まない、それも背景にあるのはやはり当時の合併特例債と言うものを大きく見積もつたことにあるのかな、と思う。国、県等の指導等がない、専門的指導等の協議会のなかで論議していく。3町の職員の定数も今後の影響をしている。これらの反省を材料としながら3町の合併に生かしていきたい。**2**、3町の職員の定数も今後の協議会のなかで論議していく。3、専門的な職員をほも同じだ。**4**、住民の暮らしと福祉なり、住民自治の進展なりを考えなくてならないのかな、と考えている。

住民サービスの維持のため
3町合併は必要だ

町長答弁

1、遅くとも8月の上旬に招集する。**2**、「県南中核都市実現の会」の経過を十分尊重し、3町での合併の枠組みとして、一体的な行政が行なわれると思う。**3**、今後、法定合併協議会の場



地球温暖化対策を実施せよ

渡辺元道議員

地球温暖化が急速に進んでいます。北極・南極の氷がとけて海面上昇などの影響が各地から報告されています。地球温暖化の大きな原因は、私たちが排出する多くの化石燃料などによる二酸化炭素の増加であるといわれております。この地球温暖化対策は、まさに地球全体で取り組むべき問題であつて、一自治体の取り上げる課題でないかもしれません。しかし、日本人が出す一人当たりの二酸化炭素の量は、相当なものであり、環境庁がまとめた地球温暖化の日本への影響1996という報告書によると、海面が30cm上昇すると、日本の砂浜の6割がなくなる可能性があり、仮に1m上昇すると、東京でも広い範囲が水面下になってしまいます。こうなりますと、国家的規模の問題であり、現に国際問題として気象変動枠組み条約や7月の北海道洞爺湖サミットなどで論議されることになっていますが、町民一人ひとりが地球温暖化問題を意識的に考えなければならぬと思います。

実際に仙南地域でも市民活動として、地球温暖化防

止に関するさまざまな事業を開展している人たちがおります。4月に法人化された『NPOみやぎ環境の未来』では、菜の花の栽培や廃食油を集め軽油代替燃料(BDF)などに取り組んでいます。このような状況下で村田町としてどのような施策を考えているのか伺います。

① 各学校や地域における環境学習の取組みについて

② 二酸化炭素削減のための町民意識高揚策

③ NPOみやぎ環境の未

来への支援策について

追質問 菜の花プロジェクトは、菜の花から採種油を採取し、絞ったときに出た油かすは肥料とし、その廃食油を回収し代替燃料(BDF)に使うものです。菜の花の栽培を促進するため、遊休農地や転作田に奨励作物にできないものか。

町として可能な支援をして参りたい

町長答弁

環境問題は、地域の自然環境や日常生活における身近な省エネルギー・資源リサイクルなど幅広い分野で問題が取り上げられています。特に、地球温暖化については、地球全体で取り組まなければならない大きな問題です。その原因とされる温室効果ガスは産業、運輸の他に日常生活面でも多く排出されていることから、将来の持続可能な地域社会づくりのためにも、可能なものから取り組む必要性があります。

① 平成7年に宮城県環境基本条例が施行され、県の環境教育基本方針が平成18年に改正されており、町として県の方針に基づき、学校教育における環境学習を取り組んでいます。地域に

② ごみ減量化やマイバッ

ク運動などを公衆衛生組合と連携しながら推進し、「広報むらた」でお知らせしています。今後は、地球温暖化防止の町民意識高揚策についても検討します。

③ 学校給食や各家庭から排出される廃食油を軽油代替燃料にするための協力と、菜の花栽培の奨励などが要望されているが、具体的な取り組み内容についてはこれから法人と協議し、町として可能な支援をして参りたい。

追質問 転作奨励作物には21年度に可能です。



ズバリ 町政を問う 一般質問



直面する緊急課題への対処について 町長の考え方を伺う

上田万作一議員

1 安全安心確立のための各組織の充足率とその活動について

警察や関係者に伺うと、
村田町ではいつ大きな犯罪
が起きても不思議ではない
状況のこと。そこで伺う
A 町で条例により設置し
た①消防団②交通安全指導
隊③防犯実働隊それぞれの
定数に対する充足率は現在
どのようになっているか。
B 現在、各組織の活動の
考え方やその活動実態は。
**2 新設統合小学校建築に
ついて**
概要が示された新校舎の
位置は、現在の校舎から南
に約5m、東側は校門から
約10m、西側は法面から約
1・5m離れている。大き
な問題点が3つ浮かんだ。
①離れ約5mで子供を安全
に工事が完成できるのか。
②校門から約10mの所に高
さ10m以上、幅約22m程の
壁ができる。子供が校門か
ら入つたらどう感じるのか。
③校庭はトラック130m
と示されたが、児童館等を
移転して校庭を拡張しても
約170m位だ。沼辺地区
を除いた全小学生が集う校
庭としては、如何なものか。
多くの町民は『絶対反対だ
町も、議会も、教育委員会

2 新設統合小学校建築について

概要が示された新校舎の位置は、現在の校舎から南に約5m、東側は校門から約10m、西側は法面から約1・5m離れている。大きな問題点が3つ浮かんだ。

壁ができる。子供が校門から入つたらどう感じるのか、③校庭はトラック130mと示されたが、児童館等を移転して校庭を拡張しても約170m位だ。沿辺地区を除いた全小学生が集う校庭としては、如何なものか多くの町民は『絶対反対だ』町も、議会も、教育委員会

3 生産調整等の取り組み 状況について

全町民との直接対話で意見を集約し、一日も早く安全安心を確立すべきと思うが深慮ある答弁を求める。

村田町の実質的な配分調整率は40・8%で、昨年より更に多くなった。昨年は他町村からの買い入れ調整を実施。今年も配分当初から未達成が懸念されたが、都道府県間調整は表明しなかつたと、県から聞いた。

5. 入札等問題発覚後の業者との信頼関係について

題はなかつたものか。
③係る制度が導入された実
態を見て、本制度について
の町長の率直な感想は。

ら質問や答弁を聞いても、業者は勿論、町民も腑に落ちないとのことだった。現在までに関係業者との信頼関係は回復できたものか。

5 入札等問題発覚後の業者との信頼関係について

1
A①

保を図る

学校計画は更なる町民
と直接対話の必要性ない
作付け超過4ha青刈で
町で広報、導入時間問題
ない持続可能な制度へ
問題なく実施している

1 今後も団員・隊員の確

来にわたり医療制度を継続可能なものとしていくためのもの。国の動向を注視し、誰もが安心して医療を受ける事ができる持続可能な制度の早期確立を願っている。

5 12月25日以降の入札については、今までどおり、問題なく実施している。

①広域連合と連携し、
住民には町で担当した。
②大きな問題は無かった。
③国民皆保険を堅持し、将

計画について更なる町民との直接対話の必要性はない。
3 現地確認前では4haが作付け超過。未達成者へは青刈りでの対応を推進。

れた敷地で、皆さんから理解される範囲と考えていい。

①消防団87% ②交
通安全指導隊77% ③防犯
実働隊85% B各条例規則
に基づき活躍している。

町長答弁

2 保を図る
1 学校計画は更なる町民
と直接対話の必要性ない
3 作付け超過4ha青刈で
町で広報、導入時問題
ない 持続可能な制度へ
5 問題なく実施している

1 今後も団員・隊員の確

7 村田町議会だより 第 66 号



農業生産拡大に農機具無償貸付の制度整備を図れ

太田 初美 議員

昨年の12月、2007年品目横断的経営安定対策の制度見直しが行われた。本町の農業経営基盤強化のために意欲と能力のある者が、長期にわたり農業経営が出来るよう後継者の育成、支援体制の充実、産地づくり支援の強化、情報発信など、関係機関と連携して従来とは異なる資源体系への移行を見極めながら将来に向けた資源転換期ではないかと思います。そこで本町の農業生産拡大の振興課題についてお伺いする。

- 1 本町の耕作放棄地、遊休農地の解消策を伺う。
- 2 飼料米・バイオ米導入の申請状況と市町村の特認制度の加入状況を伺う。
- 3 農業構造改革対策の推進に対する作業用農機具類の無償貸付の制度について
- 4 農機具の無償貸付に関する、町の条例第7条の解釈を伺う。

立され、農機具の無償貸付の要望、申請が出された場合の対応策を伺う。



追質問1

蕎麦生産組合に

対し適切な事務処理が行われていない状況で、なぜ農機具の無償貸し付けが行われたのか。

追質問2

平成14年購入の

作業用ロータリーカルチ2台の保管転換状況を伺う。

追々質問1

町が無償で貸

し付けた農機具の保管転換は合法的な事務処理なのか。

追々質問2

農機具機械の

使用料金管理について、組合の責任とならないよう、組合への農機具の無償貸付台数と機種名を伺う。

④ 農業生産拡大に伴う生産組合、団体等が新規に設

農機具無償貸付の整備を図り、集団転作や遊休農地解消の取り組みに対し支援して行く

町長答弁

1 遊休農地の再発防止・

解消のための事業を積極的に実施し農業委員会との連携を図り担い手への集積を推進している。又、ふるさとリフレッシュセンターと連携強化を図り農産物の販売拡大を目指したい。

2 飼料米の申請は出ているが、バイオ米・特認申請は出されていない。

3 ① 無償貸付等に関する条例第7条の規定をもつて適用し、公益上必要と認め貸付をした。

② 関係団体と貸付契約の内容を精査し、契約更新内容の変更、規則・要綱の整

たようだが、農機具の無償貸付等の契約は未だ済んでいない。規則・要綱の整備を図りながら適正な事務処理を行つて行く。

4 ① 農機械利用組合には合法的な事務処理なのが、組合の責任とならないよう、組合として税制の適正な指導が行える係わりあいを持つべきと考えるが。

② 関係団体と貸付契約の内容を精査し、契約更新内容の変更、規則・要綱の整

備等を図るため作業を進めている。

③ 村田町大豆機械利用組合には、コンバイン他12台、たまゆら郷蕎麦生産組合はコンバイン他2台の農機具の無償貸付を行っている。

④ 町からの農機具無償貸付ではなく、国県補助事業を利用し農機具の購入が出来ないか精査していきたい。但し、本町の農業振興上大きな影響を及ぼすであろう取り組みに対してはできる限り支援して行く。

追質問1 色々と検討され

たようだが、農機具の無償貸付等の契約は未だ済んでいない。規則・要綱の整備を図りながら適正な事務処理を行つて行く。

追質問2 作業用ロータリーカルチ2台は、保管転換は、町行政組織内に限定され、外部への保管転換は認められないと、県から指導があつた。外部組合への貸付保管転換は合法的でなく適正な事務処理に変更する。

追々質問1 農機具の保管転換は、町行政組織内に限定され、外部への保管転換は認められないと、県から指導があつた。外部組合への貸付保管転換は合法的でなく適正な事務処理に変更する。

追々質問2 町として、組合に問題が発生しないよう

に係り合いを持ちながら指導して行く。

総務民生常任委員会

■行財政改革推進について

『改革視点Ⅰ 徹底した内部管理経費の見直し』

さらに厳しいレベルで人件費の見直しを行うなど、徹底した内部管理経費の見直しに取り組んでいる。

『改革視点Ⅱ 行政サービスとコストの最適化』

施策の推進にあたっては、常にコスト縮減のために多様な手法を検討し、取り組んでいる。

『改革視点Ⅲ 住民と協働のまちづくり』

地域住民やボランティアの主体的な活動によるサービスの提供、民間事業者やNPOによるサービスの提供、行政がこれを支えるとともに、地域住民や民間事業者ができない時はサービスの提供を行う真の協働のまちづくりを進めている。

『改革視点Ⅳ 住民負担の公平性』

地域社会全体で負担すべきものを除いては「受益者負担の原則」に則したサービスの提供により、住民負担の公平性を最大限確保できるよう取り組む。

産業建設教育常任委員会

■上水道事業について

水道事業は、大正15年2月に創設事業の認可を受けて直ちに工事に着手し、昭和2年5月に竣工とともに給水を開始した。その後、数次の拡張事業を実施し、昭和61年に、

本町の将来を展望し、水需要の推測を行った結果、平成元年度には現有施設能力を上回ることが必至の状況であり、当時計画されていた七ヶ宿ダムを水源とする仙南・仙塩広域水道用水供給事業に参加し、受水による水量が確保された事により給水区域の拡張計画を定め、未給水区域の解消に向け第11次及び第12次拡張事業を実施し平成18年度で事業完了をした。

また、簡易水道事業は昭和31年2月に創設事業の認可を受け直ちに工事に着手し、昭和31年5月に竣工とともに給水を開始した。その後、第2次及び第3次拡張事業を実施した。

上水道と簡易水道の2事業により、水道の普及向上のため拡張事業を実施してきた結果給水区域が接近したことや、

水道事業において簡易水道事業を統合する第13次拡張事業を平成18年4月より実施した。

本町は、地形上から町内各所にポンプ施設等を設置し給水している。給水区域内各張事業も完了し、今後は本格的な維持管理や施設更新の時期を迎えることになる。

また、仙南・仙塩広域水道事業の受水料金の改定により、本町においても経営基盤の強化及び経営の安定を図ることから、平成18年4月1日から水道の料金改定を行つた。

○委員会所見

現在の町の財政状況は、平成20年度予算の歳入の総額は

借換債を除くと46億1千5百万円になり、平成19年度末の財政調整基金の予想額は2億5百万円で、地方債の現在高は144億1千万円になる。

実質公債費比率は、平成17年度から平成19年度の3年の平均で高い水準で推移している。

平成17年からの行財政改革プログラムに則した行財政改革は、徐々にではあるが実施できるものから順に取り組んでいる。成果を上げてきるものもあるが、中々進まない分野もあり統合小学校の建設等これまで計画している事業と現在の財政状況を考えれば、早急な更なる推進が必要である。

新たに設置した行財政改革推進室にも期待がかかるところである。また、行財政改革の

○委員会所見

水道事業は、今後、各施設の維持管理及び更新等を実施

することから、財政基盤の強化、経営の安定化に努め、町民に安定した給水を願うものである。

また、仙南・仙塩広域水道との関連がある年度別の需給水量及び料金改定等について

は、町の将来計画や水道事業の経営状況を考慮した、水の需要推測及び料金の算定期間を検討するよう要望する。

行財政改革について

常任委員会

リポート

議会日誌

- 5／9 全員協議会
- 5／12 第5回指名外し損害賠償に関する調査特別委員会
- 5／21 産業建設教育常任委員会
- 5／22 総務民生常任委員会
- 6／6 議会運営委員会
- 6／10 第4回村田町議会定例会本会議
(1日目)
- 6／11 第4回村田町議会定例会本会議
(2日目)
- 6／19 第6回指名外し損害賠償に関する調査特別委員会
- 6／26 常任委員会合同視察研修(二本松市立石井～27小学校、猪苗代町立緑小学校)
- 7／4 議会広報編集審査特別委員会
- 7／15 第7回指名外し損害賠償に関する調査特別委員会
- 7／17 議会広報編集審査特別委員会
- 7／22 全員協議会
第5回村田町議会臨時会
仙南地域広域行政事務組合議会議会運営委員会(大河原町)
- 7／24 議会広報編集審査特別委員会
- 7／25 仙南地域広域行政事務組合議会全員協議会・定例会(大河原町)
- 7／29 宮城県町村議會議長会議員講座
—総務民生常任委員会—(仙台市)
- 7／31 宮城県町村議會議長会議員講座
—産業建設教育常任委員会—(仙台市)



6・12 防災訓練



常任委員会合同視察研修
(猪苗代町立緑小学校)

暑中お見舞い 申し上げます



岩手・宮城内陸地震により
被災されました皆様に
心からお見舞い申し上げます
村田町議会

議員は、公職選挙法の規定により年賀状、季節の挨拶状などが規制されております。ご理解をお願いします。

議会を傍聴しませんか

議会は誰でも傍聴できます【定員20人】

次の定例会は、**9月2日開会予定です**

詳しくは議会事務局まで TEL83-6410

編集後記

6月に発生した岩手・宮城内陸地震により、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。皆様のご健康と一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

- 平成23年4月開校予定の新設統合小学校の設計計画案がまとまりました。RC造り3階建。教室の数18学級。児童部門、管理部門、共有部門を設け、近代的な教育環境で将来を担う子供たちが伸び伸びと勉強に励んでほしい。開校まであと2年半。
- 指名外し損害賠償に関する調査特別委員会の審議が終盤を迎え、秋頃には最終報告が行なわれる見通し。